

低所得の妊婦さんへ 初回の産科受診料を助成します



●助成額 妊娠判定にかかる初回の産科受診料（上限1万円）

●対象者 産科受診時及び申請時に登米市に住所がある住民税非課税世帯及び同等の所得水準にある妊婦

※受診された日から6か月以内に申請してください。

◆住民税（市町村県民税）が「非課税」の世帯とは…（対象の「課税年度」は次のとおり）

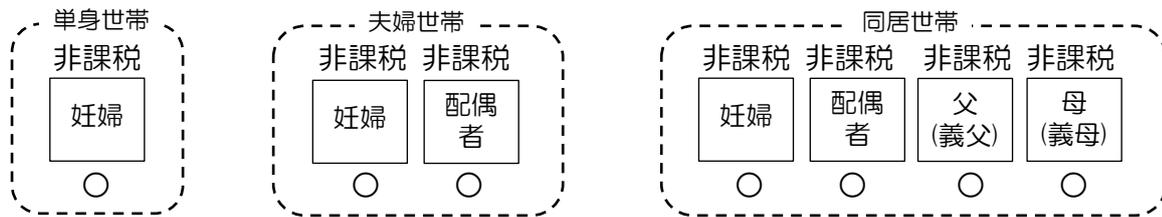
◎課税年度 R5.10.1 から R6.6.30 までに申請する方は、令和5年度
R6.7.1 から R7.6.30 までに申請する方は、令和6年度

◎転入者 課税の基準日時点に住所があった市区町村から「非課税証明書」を取寄せて添付
（令和5年度：R5.1.1 時点 / 令和6年度：R6.1.1 時点）

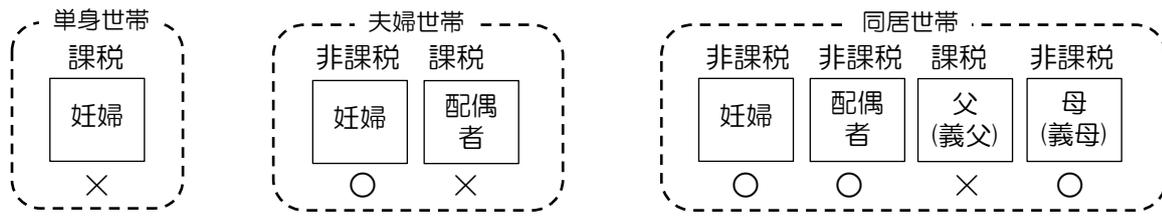
※課税の基準日時点に登米市に住所があった方は、非課税証明書の添付は不要です。



○ 該当となる例 非課税世帯： 本人・世帯員全員が「非課税」の場合



× 非該当となる例 課税世帯： 本人・世帯員に「課税」の方がいる場合



注意事項

「課税世帯」であるため**非該当の場合**でも、①**収入の減少により非課税と同等の所得水準となった場合**や、②**妊婦が家族からの経済的支援を受けられない場合は、該当する場合があります。**

【添付書類】

- ・申立書（様式第2号）…①②共通
- ・計算書（様式第3号）…①のみ

※さらに必要な書類が、様式に記載されています。

「①収入の減少により非課税と同等の所得水準となった場合」とは、「仕事を退職し、再就職先を探しているが見つからず収入がない。」「課税である配偶者が病気のため仕事が出来ず、現在収入がない。」など、何らかの理由で見込まれる所得が非課税世帯と同等の水準に減少した場合があります。

申請方法は裏面にあります。

●申請方法

申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、総合支所（健康づくり係）へ提出
※提出の際は、保健師がお話を聞きながら状況を確認します。

- 妊娠判定に要した受診費用の「領収書」及び「診療明細書」の写し
- 「妊娠証明」または「出産予定日等が記載された書類」など、妊娠したことがわかるもの
- 「通帳」または「キャッシュカード」など、妊婦名義の口座情報がわかるもの
- 妊婦または世帯員が転入者の場合は、「非課税証明書」
- 「注意事項」に該当する方は、「申立書」及び「計算書」



※書類提出後2週間程度で、振込日などを子育て支援課から通知します。

お問合せ：月～金 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

○迫町域にお住まいの方	迫総合支所（健康づくり係）	0220-22-5554
○中田・石越町域にお住まいの方	中田総合支所（健康づくり係）	0220-34-2314
○東和・登米町域にお住まいの方	東和総合支所（健康づくり係）	0220-53-4113
○米山・南方町域にお住まいの方	米山総合支所（健康づくり係）	0220-55-2112
○豊里・津山町域にお住まいの方	豊里総合支所（健康づくり係）	0225-76-4113
○その他に関すること	子育て支援課母子保健係 （こども家庭センター）	0220-58-5557

※保健師・栄養士は、迫・中田・東和・米山・豊里総合支所に常駐しています。